

学校給食調理業務の民間委託実施に伴う経費負担区分

1 経費負担の基本的な考え方

学校給食調理業務委託は、学校の施設、設備、調理器具等と食材を使用し、学校の献立に従って、光熱水費の公費負担のもと、給食調理業務を実施することを基本とする。このことから、蛍光灯、殺菌灯などの施設の付帯設備や調理器具等については、委託者において負担するものとする。

なお、業務連絡に必要な電話については、携帯電話を受託事業者において用意すること。

2 経費負担区分

委託者と受託者の負担区分については、下記のとおりとする。また、受託者は(3)に定める仕様のとおり(特に石鹼類・消毒薬品は注意)物品を用意すること。なお、化学物質による環境汚染や健康への悪影響を及ぼす可能性のある物品等の使用を禁止する。

(1) 委託者の負担する経費

- ア 光熱水費(電気料金、ガス料金、水道料金、下水道使用料)
- イ 施設、設備、器具等の補修、補充に要する経費
- ウ 調理器具
- エ 児童、教職員等に供する食器等の物品
- オ 洗浄・消毒作業に必要な消毒薬・洗浄剤等

(2) 受託者の負担する経費

- ア 業務連絡用携帯電話及び通信経費
- イ 業務に必要な従事者の被服等
- ウ 白衣の洗浄・清掃作業及び日常点検に必要な洗浄剤等
- エ 業務に必要な消耗品類及び清掃用具
- オ 調理従事者が使用する雑貨、文具、救急薬品、備品等
- カ 調理従事者の健康管理に要する費用
- キ 機器試運転・調理練習用食材料費
- ク その他、(1)に掲げるもの以外のもの

なお、受託者負担となっているものでも、受託当初に存在・設置されているものは貸し付けるという意味なので、当該物品が破損等で使用できなくなった際には、受託者で用意すること。こたつ布団などのクリーニングなど日常の手入れやメンテナンスは受託者で行うこと。